

調 査 報 告 書

令和7年3月21日

議会活性化特別委員会

議会活性化特別委員会の報告

I 設置までの経緯

本市議会では、平成20年に議会基本条例を制定し、市民に開かれた議会を目指し、各種会議の公開や、議会での意思決定についての説明責任を果たすとともに、市民との意見交換及び政策議論を行うため市民と議会のつどい「語ってみゅーか」を年に2回実施するなど、さまざまな取組を行ってきました。

しかし、「市民からすると、議会や議員の活動は何をしているのか見えにくいし、分かりにくい」という声もあり、本市に限らず全国的に、各種選挙における投票率低下の問題が起きています。本市の最近の投票率は、令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙で50.25%、令和5年10月29日執行の市長選挙で51.81%、令和5年4月23日執行の市議会議員選挙で48.04%という状況になっています。

平成27年に選挙権年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、若者の政治や選挙への関心を高めるため、大村市選挙管理委員会が票育事業を行い、大村市教育委員会が子ども議会を開催するなど、さまざまな主権者教育の取組が行われてきました。しかし、若年層の投票率は、高齢者と比較し低い傾向にあります。若い世代のうちから地域の課題を考え、自分の意思を通じてまちづくりに参加することは、これからの社会において非常に重要なことです。政治や選挙に関心が低い人がこのまま増加していけば議員の成り手が不足するという問題にもつながります。

また、近年、行政のデジタル化が急速に進む中、議会運営においてもDX（デジタルトランスフォーメーション）の導入が求められています。特に、議会のペーパーレス化、オンライン配信の強化、ICT（情報通信技術）を活用した住民との双方向コミュニケーションの促進が課題とされています。

このような状況から、より多くの市民に議会へ関心を持ってもらえるよう、議会基本条例を検証するとともに、より市民に開かれた議会の在り方について調査研究するため、本特別委員会が設置されました。

II 調査経過

第1回を令和5年7月3日に開催し、以後、本報告までに合計14回の委員会を開催するとともに、先進地行政視察を行いました。

なお、本特別委員会では「市民と議会のつどい「語ってみゅーか」の在り方について」、「議会DXに向けての取組」、「議員報酬及び政務活動費について」の3点を重点調査項目として、調査、検討を重ねてまいりました。

1 市民と議会のつどい「語ってみゅーか」の在り方について

市民と議会のつどいについては、議会基本条例制定後年2回開催することとし、コロナ禍で一時休止したものの、平成20年度から継続して取り組んできました。平成29年度には見直しが行われ、年2回開催のうち1回は常任委員会と市内団体とのつどいを開催することになりました。これにより、市内で活動している団体の現状や課題について議会全体として学び、理解を深めることができるようになりました。

一方で、市内8地区で開催している市民と議会のつどいについては、参加者の減少や若い世代との意見交換の必要性、市が実施している地区別ミーティングとの差別化、オンラインの活用など解決すべき課題が残されています。そこで、本特別委員会として先進地を視察し、市民と議会のつどいの在り方について調査研究を行いました。

この先進地視察を踏まえ、今年度実施した市民と議会のつどいにおいて、一つの班で実験的にグループ討議を実施したところ、要望を聞き取ると同時に市政について感じていることや描いている市の将来像などを市民と議員が一体となって語り合える場となり、参加者からは「大変よかった」「議員と近くで話せてよかった」との感想が多く寄せられました。今後の市民と議会のつどいの在り方を検討する際の大きな参考になると思われます。

また、先進地では、つどいの一環として議会が主体となって小中学生や高校生への主権者教育に取り組んでいるところがありました。本市でも中高生への模擬選挙、小中学生による子ども議会に取り組んでいますが、議員の仕事を知ってもらうという、行政側とは異なるアプローチの仕方で政治への関心を高める取組を進める必要があると思われます。

また、Y o u T u b eや動画の作成などICTを活用したつどいに取り組んでいる自治体もありますが、対応できる議会事務局職員や議員の存在が前提での取組であること、知見のある一部の者に負担が集中するなどの課題があり、本市でも導入しようとする場合には慎重な検討が必要となります。

2 議会DXに向けての取組

令和6年1月に宮崎市議会を視察し、住民参加型の議会プラットフォーム「まちだん」やペーパーレス化の取組について学びました。また、日南市の前市長が取り組んだ議会DXの事例についても参考とし、議会のデジタル化の方向性について議論を重ねてきました。

(1) 議会のペーパーレス化の推進

現在、大村市議会ではタブレット端末を活用しており、資料の電子化が進められています。議事録のデータ管理やオンラインでの資料共有など、さらなるデジタル化の可能性が議論されました。本特別委員会では、ペーパーレス化をさらに促進するための施策として、以下の点が重要であると確認しました。

ア 全議員のICTリテラシー向上のための研修実施

イ オンラインでの資料閲覧をスムーズにするための環境整備

(2) オンライン配信の拡充

本会議のインターネット配信はすでに行われていますが、委員会の議論や市民との意見交換会もオンラインで公開することで、より透明性の高い議会運営が可能になると考えられます。視察先の宮崎市では、住民がスマートフォンから議会の動きを確認できる「まちだん」を導入し、双方向のコミュニケーションを実現しています。

(3) DX推進のためのプロジェクトチーム設置

宮崎市議会の事例を参考に、大村市議会でもDX推進に向けたプロジェクトチームを立ち上げることが提案されました。プロジェクトチームは、有志の議員で構成する形が望ましいとの意見があり、ICTリテラシーの差を考慮したサポート体制の構築が求められます。

3 議員報酬及び政務活動費について

平成の大合併により市町村数は激減し、その後の地方財政の悪化や人口減少など社会情勢の著しい変化があり、地方議員の定数と報酬を削減する風潮が続いてきました。

しかしながら、近年、議員の成り手不足や多様な世代の議員構成の必要性が指摘される中、議員報酬を改定する動きが出てきています。

こうした背景を踏まえて、議会基本条例にも定めがある議員報酬及び政務活動費につ

いて、先進地を視察するなど議論を重ねてきました。

(1) 議員報酬について

議員報酬は、大村市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例で規定されています。現在、議長月額493,000円、副議長月額419,000円、議員月額400,000円ですが、責務の重さなどから常任委員会等の委員長の月額についても検討する必要があると多くの委員から意見が出されました。

市長が議員報酬の額に関する条例を議会に提出する場合、市長はあらかじめ特別職報酬等審議会の意見を聴くことになっています。市長の諮問に応じて、議員報酬の額及び市長等の給料の額について審議するため、大村市特別職報酬等審議会条例が定められています。

本特別委員会は、参考資料のとおり議員報酬の歴史を学ぶとともに、先進地の特別職報酬等審議会の状況を調査しました。

調査した審議会では、類似団体5団体の市長の平均給料と議員の平均報酬額を、その自治体の市長と議員のそれと比較し、市長は据え置くが議員は大幅アップと決定していました。その手法は住民で構成される審議会のメンバーの中に学識経験者がいて、合理的な考えが示されたことによるものでした。

しかしながら、本市も同様に特別職報酬等審議会の委員は住民で構成されていますが、先進地の審議会のように、住民の中に学識経験者がいることはまれだと思われます。

(2) 政務活動費について

政務活動費については、大村市議会政務活動費の交付に関する条例に則り、各会派に交付されます。議員1人につき月額25,000円が会派の所属議員数に応じて交付されます。

会派の経理責任者が領収証等の証拠書類を添付した収支報告書を作成し、会派の代表者が議長に提出しています。なお、残余の額がある場合は返還しています。

収支報告書は誰でも閲覧することができ、透明性の確保が図られています。

Ⅲ 要望・提言

これまでの議論を踏まえて、以下のとおり要望・提言します。

1 語ってみゅーかの在り方について

- (1) 市民とのつどいにおいて、グループ討議を取り入れる。
- (2) 高校生あるいは小中学生を対象としたつどいを開催する。

2 議会D Xに向けての取組

今後、以下の取組を段階的に進め、大村市議会のD Xを推進していくことが求められます。

(1) ペーパーレス化の推進

- ア タブレット端末の活用を強化し、会議資料の完全電子化を実施する。
- イ 全議員に対するI C T研修を実施し、スムーズなデジタル化移行を支援する。

(2) オンライン配信の拡充

- ア 本会議だけでなく、委員会審議の配信を実施する。
- イ 住民参加型のデジタルプラットフォームを検討し、議会と市民の双方向コミュニケーションを実現する。

(3) D X推進プロジェクトチームの設置

- ア 議会D Xを推進するため、プロジェクトチームを立ち上げる。
- イ 他自治体の事例を参考にしながら、大村市議会独自のD X戦略を構築する。

3 議員報酬について

理事者は学識経験者を招聘するなど常に動向を調査し、特別職報酬等審議会の審議に必要な資料を提供することについて検討を行うこと。

IV まとめ

本特別委員会では、議会や議員の活動をより市民に理解いただき、議会に関心を持っていただけるよう議会基本条例を検証することを基に調査研究を行いました。「語ってみゅーかの在り方について」、「議会D Xに向けての取組」、「議員報酬及び政務活動費について」の3点を重点調査項目としましたが、どれもが喫緊の課題であり、地方議会それぞれに多様な取り組み方があることを実感しました。

今後、市民の皆様にとって本市議会がより身近な存在となるよう、調査研究の成果を議

会に反映してまいります。

最後に、行政視察を受け入れていただいた関係自治体の皆様やご協力いただいた皆様方に感謝申し上げ、議会活性化特別委員会の最終報告とします。

(参考資料)

議員報酬の歴史を辿ると地方自治法の規定ができる前は、地方議員は名誉職であり無給であった。１９６２年（昭和３７年）、自治省（現総務省）は、都道府県の部長級の間額が地方議員の報酬適正額であるとの考えを各都道府県知事宛に通知した。１９６４年（昭和３９年）、同省は報酬の改定に当たっては、第三者を含む特別職報酬等審議会の設置を義務付ける通達を各都道府県知事に通知した。本市の審議会条例もこの年に制定された。さらに１９６８年（昭和４３年）、同省は特別職報酬等審議会の運営適正化について指導を行い、人口、財政規模が類似している自治体の特別職の職員の給与額や給与改定の経緯、一般職の職員の給与改定の状況等に関する資料の提供を求めた。

一方、１９６９年（昭和４４年）、全国市議会議長会は市議会議員の報酬基準額についての考えを示し、市長給のおおむね２分の１に該当する課長給を最低基準とすることが適当と答申した。（本市の現況：市長給料月額９３０，０００円、課長級給料月額の最高額４１５，７００円、部長級給料月額の最高額４５０，９００円）

このように、市議会議員の議員報酬は、役務の対価とされる報酬とされながらも、生活給とされる給与との連動性が考えられており、実際、全国の平均をみると市議会議員の報酬は市長給の２分の１に収れんしている。

令和７年３月２１日

議会活性化特別委員会

委員長	高濱 広司
副委員長	永山 真美
委員	光山 千絵
同	村崎 浩史

同	田	中	博	文
同	山	口	弘	宣
同	朝	長	英	美

大村市議会議長 城 幸 太 郎 殿

経 過 概 要

- | | |
|------------|--------------------------|
| 令和5年 7月 3日 | 第1回議会活性化特別委員会 |
| | ・正副委員長の互選について |
| 令和5年 7月19日 | 第2回議会活性化特別委員会 |
| | ・今後の活動について |
| 令和5年 8月21日 | 第3回議会活性化特別委員会 |
| | ・今後の活動について |
| 令和5年10月19日 | 第4回議会活性化特別委員会 |
| | ・調査事項の整理 |
| | ・これまでのペーパーレスの取組について |
| | ・全国の市議会の報酬等について |
| | ・視察について |
| 令和5年11月21日 | 第5回議会活性化特別委員会 |
| | ・視察について |
| 令和6年 1月11日 | 行政調査 |
| ～1月12日 | 【地方行政経営研究所】 |
| | 議会DXをめぐる動きとこれからの展望について |
| | 【宮崎県宮崎市】 |
| | 議会DXの取組について |
| | ・住民参加型議会プラットフォームまちだんについて |
| 令和6年 2月15日 | 第6回議会活性化特別委員会 |
| | ・今後の取り組みについて（視察を踏まえて） |
| | ・その他 |

令和6年	4月19日	第7回議会活性化特別委員会	・令和6年度の活動計画について ・その他
令和6年	5月17日	第8回議会活性化特別委員会	・最終報告書の作成について ・議会DXに関する各会派の意見集約について ・市民と議会のつどいについて ・視察について
令和6年	8月20日	第9回議会活性化特別委員会	・議員報酬の改定について ・視察について
令和6年	10月22日	第10回議会活性化特別委員会	・最終報告書について
令和6年	10月28日 ～10月29日	行政調査	【熊本県山鹿市】 議会出前講座での主権者教育（シチズンシップ教室）について 【福岡県那珂川市】 議員報酬の改定について
令和6年	11月5日	第11回議会活性化特別委員会	・最終報告書について
令和7年	2月3日	第12回議会活性化特別委員会	・最終報告書について

令和7年 2月13日 第13回議会活性化特別委員会
・最終報告書について

令和7年 2月17日 第14回議会活性化特別委員会
・最終報告書について